

京都市告示第160号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年 6月 8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
醍醐経29号線	伏見区醍醐北西裏町8番地の2地先から 同町8番地地先まで	旧	メートル 19.30	メートル 5.15 ~ 9.64
		新	19.30	5.99 ~ 9.64
醍醐経136号線	伏見区醍醐北西裏町8番地地先から 同区醍醐高畑町1番地の37地先まで	旧	234.40	11.98 ~ 21.00
		新	234.40	11.98 ~ 21.00
醍醐緯103号線	伏見区醍醐北西裏町8番地の1地先から 同町12番地地先まで	旧	113.90	7.89 ~ 11.05
		新	113.10	8.57 ~ 14.60
醍醐緯123号線	伏見区醍醐西大路町1番地の1地先から 同町1番地の44地先まで	旧	110.70	4.70 ~ 10.10
		新	103.80	5.59 ~ 10.35

(建設局土木管理部道路明示課)